

《参考資料》

(1) 区の自己評価結果一覧(56施設)

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H24 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
1	東京都台東区立浅草公会堂 [明治座・野村ビルマネグループ]	ホール利用率(利用日数/利用可能日数)	93.7	%	S	A	S	S	良好	近年はリピーターに加えて新規利用者も増加しており、特にホールの利用率は非常に高い水準を維持している。利用者アンケートの結果も良好で、事業運営、維持管理ともに業務基準に基づき適切に運営されている。
2	東京都台東区母子生活支援施設さくら荘 [社会福祉法人愛隣団]	延世帯数	66	世帯	A	A	A	A	妥当	入所者の生活を安定させるため、子どもと一緒に食事の支度や洗濯を行う取組みなど、母だけでなく子どもの生活技術の向上に向けたきめ細かなサービスを行っている。また、退所者に対する支援も着実に実施しており、適切な施設運営が行われている。
3	東京都台東区立寿子ども家庭支援センター [特定非営利活動法人子育て台東]	あそびひろば利用者数	25,830	人	A	A	S	A	妥当	あそびひろばの利用者数は目標を大きく上回っている。毎月避難訓練を実施するなど緊急事態に対する対応も十分にできている。また、経費削減の取組みを積極的に行い、適正な予算管理及び予算執行に努めている。
4	東京都台東区立下町風俗資料館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	59,095	人	S	A	S	A	良好	魅力ある企画展示、開館時間の延長など入館者サービスの向上に努めており、海外からのお客様を含めた入館者に台東区の特長である下町文化に親しみ学んでもらえる施設を提供している。
5	東京都台東区立一葉記念館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	13,749	人	A	A	B	A	要努力	地元町会や文化ボランティアと連携した企画展や新しい切り口での朗読サロンなど積極的な事業を展開しているが、入館者数が減少傾向にあるため、入館者数の増加に向け、今後も一層の努力が必要である。
6	東京都台東区立朝倉彫塑館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	休館中	人	A	A	A	A	妥当	作品の修復や鋳造、コレクションの写真撮影など、リニューアルオープンに向けた取り組みが計画的になされている。また区外美術館をはじめ、谷中小学校110周年記念歴史資料展に作品貸出しを行うなど、積極的なPR活動が行われている。
7	東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	25,352	人	S	A	S	A	良好	重要文化財である施設の適切な維持管理等に努めるとともに、利用者のニーズに沿った事業の拡充を図るなど、運営努力が入館者増に反映されている。
8	東京都台東区立書道博物館 [公益財団法人台東区芸術文化財団]	入館者数	14,955	人	S	A	S	A	良好	入館者サービスの向上や貴重な資料を多数保有する館の利点を活かした事業を展開するなど、積極的な取り組みが入館者増に繋がった。
9	東京都台東区立産業研修センター [公益財団法人台東区産業振興事業団]	研修センター稼働率	23.9	%	A	A	A	A	妥当	協定等の基準に基づき事務処理を含め適正に管理されている。また、浅草ものづくり工房では、24年11月に9社が卒業、6社が区内に定着するなど、ものづくり分野に携わる若手職人やクリエイターの育成を支援し、地域産業活性化に努めている。
10	東京都台東区立老人福祉センター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	27,894	人	A	A	A	A	妥当	サービスの内容や施設管理の状況等、高い水準にある。また、併設施設やNPO、近隣企業との連携を積極的に行い、良好な事業運営がなされている。
11	東京都台東区立入谷老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	27,140	人	A	A	A	A	妥当	新規企画の実施等サービスを充実させる取組みが利用者数の増加につながっている。利用者満足度も高く、関係団体や地域との連携も図られている。
12	東京都台東区立橋場老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	23,242	人	A	A	A	A	妥当	介護予防に関する講座を充実させ、高齢者の健康増進に寄与している。満足度調査の評価も高く、関係団体や地域との連携も図られている。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H24 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
13	東京都台東区立三筋老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	37,016	人	A	A	A	A	妥当	関係団体や地域とも協力しながら事業を運営している。また、新規サロンの企画等サービスの充実を図っており、利用者満足度も高い。
14	東京都台東区立特別養護老人ホーム浅草 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	95.9	%	A	A	A	A	妥当	施設の管理運営については、質の高いサービスを提供しており、全体的に良好である。引き続き、高い利用率の維持とサービスの向上に努めていく。
15	東京都台東区立特別養護老人ホーム谷中 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	95.0	%	S	A	A	A	妥当	継続して利用者本位のサービスを提供しており、利用者の満足度も概ね高い評価である。また、関係団体や地域との交流も積極的に図っており、地域に開かれた運営が行われている。
16	東京都台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	99.5	%	A	A	S	A	妥当	施設の管理運営については、全体的に良好である。特に利用率については、空床を利用したショートステイを上手く活用し、昨年度を上回る利用率を達成している。
17	東京都台東区立特別養護老人ホーム蔵前 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	96.5	%	S	A	A	A	妥当	サービス向上への取組みを始めとして概ね適切な事業運営がなされており、利用者及び家族からの満足度も高い。今後も引き続き、医療依存度の高い利用者も受け入れ、効果的な空床利用を図っていく。
18	東京都台東区立特別養護老人ホーム台東 [社会福祉法人聖風会]	利用率（特養+ショート）	96.2	%	A	A	B	A	要努力	施設の管理運営については概ね適切であるが、利用者の要望への対応に一部、不十分なところがあり、今後は、多様化する利用者ニーズに対してきめ細やかな配慮に努め、更なるサービスの向上に取り組んでいく必要がある。
19	東京都台東区立特別養護老人ホーム千束 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（特養+ショート）	99.3	%	A	A	A	A	妥当	平成23年度に開設後、利用率も順調に推移しており、施設の管理運営は、全体として適切である。引き続き、高い満足度を維持できるように努めていく。
20	東京都台東区立ケアハウス松が谷 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	94.1	%	A	A	A	A	妥当	サービスの向上に努め、施設の運営は概ね適切に行われている。また、入居者と連携した省エネ・環境配慮への積極的な取り組みが効果的に行われている。
21	東京都台東区立あさくさ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（一般型デイサービス）	82.6	%	A	A	B	A	要努力	施設の管理運営については、質の高いサービスを提供しており、全体的に適切である。利用者満足度調査の評価は高いものの、認知症対応型デイサービスについては、プログラムの充実等に取り組んでいるが、さらなる利用率の向上に努める必要がある。
22	東京都台東区立うえの高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	76.5	%	A	A	A	A	妥当	自主事業にも力を入れ、全体的に適切な運営がなされている。今後も利用者満足度を維持しながらさらに利用者を増やしていく。
23	東京都台東区立やなか高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	99.4	%	A	A	S	A	妥当	満足度調査における利用者からの評価も高く、サービスの向上に努めた結果、利用率が大幅に増加した。
24	東京都台東区立みのわ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率（一般型デイサービス）	80.1	%	A	A	A	A	妥当	第三者評価や利用者の満足度調査でも、概ね高い評価を受けており、施設の管理運営は全体的に良好である。
25	東京都台東区立くらまえ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	83.9	%	A	A	A	A	妥当	サービス向上への取組みを始めとして概ね適切な事業運営がなされている。今後も引き続き、利用率、利用者数の増加に努めていく。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H24 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	
26	東京都台東区立まつがや高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	86.5	%	A	A	A	A	妥当	利用者のニーズをサービスに反映しながら、適切な事業運営が行われており、今後も引き続きサービスの向上に努め、利用率の増加を図っていく。
27	東京都台東区立たいとう高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人聖風会]	利用率（一般型デイサービス）	84.2	%	A	A	A	A	妥当	満足度調査の評価は概ね良好である。認知症対応型デイサービスの利用率が改善傾向にあり、今後も引き続き利用率の増加に取り組んでいく。
28	東京都台東区立いけのはたデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	77.8	%	A	A	A	A	妥当	季節に合わせたクッキングや不忍池等への外出など特色ある利用者サービスの提供に努め、施設の管理運営も全体的に適切に実施されている。
29	東京都台東区立たなかデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	76.6	%	A	A	A	A	妥当	施設の管理運営については全体的に適切に行われている。今後も引き続きサービスの向上に努め、利用率のさらなる向上を図っていく。
30	東京都台東区立せんぞくデイホーム [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	54.4	%	A	A	B	A	要努力	施設の管理運営については、質の高いサービスを提供しており、全体的に適切であるが、認知症対応型デイサービスの特徴などが、まだ十分に浸透していないことから、さらなる周知、啓発を図り、利用率の向上に努めていく必要がある。
31	東京都台東区立老人保健施設千束 [公益社団法人地域医療振興協会]	老人保健施設・ショート利用率	92.6	%	A	A	A	A	妥当	利用率は順調に伸びており、概ね適切な運営が行われている。今後も引き続きサービスの向上に努めていく。
32	東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束 [社会福祉法人台東つばさ福祉会]	年間延月単位利用者数	132	人	B	A	A	A	要努力	平成23年度に新規の利用者受け入れ後も、安定した施設の運営を行っており、利用者本位のサービスを提供し関係団体とも連携を取りながら、地域福祉の担い手となっている。今後は自主事業について工夫を行い、更なるサービス向上に努める必要がある。
33	東京都台東区立立東病院 [公益社団法人地域医療振興協会]	病床利用率	83.0	%	A	A	A	A	妥当	外来患者数は順調に伸びており、入院部門においても患者を柔軟に受け入れ、円滑に在宅へ復帰させる等適切な運営が行われている。今後も慢性期医療を担う拠点病院として、機能充実に努めていく。
34	東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」 [株式会社ニッコクトラスト]	延利用人数	14,083	人	A	A	S	A	妥当	利用者の満足度が高く、良好なサービスが実施され、PRによる冬季の利用者数の増加が図られ、昨年度より年間利用者数が増加している。
35	東京都台東区立東上野乳児保育園 [社会福祉法人康保会]	入所児童数（H25年4月1日現在）	62	人	A	A	A	A	妥当	施設の管理運営、利用者要望への対応等について適切な対応ができています。また、同じ法人運営の区内2保育所とも連携を図ることで、職員の意識や保育の質の維持・向上につなげている。
36	東京都台東区立ことぶきこども園 [特定非営利活動法人子育て台東]	入所児童数（10.1現在）	207	人	S	A	S	A	良好	保護者の満足度も高く、職員向けの研修を重視するなど、質の高い幼児教育・保育サービスを提供しており、良好な管理運営が行われている。
37	東京都台東区立千束児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	28,954	人	A	A	S	A	妥当	大規模改修の仮移転期間に根岸、金杉地域へ児童館活動を伝え、改修後も引き続き出前活動を実施した。異年齢の利用者に合った活動や交流を行った結果、利用者満足度は高く、児童健全育成の拠点として新しい児童館活動を積極的に展開した。
38	東京都台東区立玉姫児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	24,451	人	A	A	A	A	妥当	家庭的にも支援が必要な児童については、学校を含めた関係機関との連携の強化、相談機能の充実に努めるなど、児童の安心な居場所となるよう異年齢の交流に努め、児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。

	施設名称 [指定管理者名称]	指標				評価結果				
		名称	H24 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	収入 支出	総合 評価	説明
39	東京都台東区立台東児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	15,068	人	A	A	S	A	妥当	仮移転期間中も新旧の関係機関との連携を深め、新たな地域での利用者拡大に向けて事業に取り組み、浅草橋地域の住民に児童館活動の楽しさを伝えた。
40	東京都台東区立池之端児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	26,995	人	A	A	S	A	妥当	乳幼児、小学生の保護者や地域との関係機関との信頼関係づくりを積極的に行い、利用者満足度での評価は高い。また、谷中地域への出前活動の展開等地域の児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。
41	東京都台東区立松が谷児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	34,033	人	A	A	A	A	妥当	区内中心部にあるため利用者が多いが、近隣の公園の活用や施設との交流などにより、施設的な制約を工夫し幅広い活動を行った。活動実施を通して保護者や関係機関との信頼関係を築いている。
42	東京都台東区立今戸児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	19,741	人	A	A	A	A	妥当	保護者や児童の要望を受け止め、できることはすぐに対応し、事業内容の充実と情報発信の強化を行い、利用者を拡大した。また、地域と共に子ども達を育てるため、行事の実施では、地域との繋がりを大切に協力関係を継続させている。
43	東京都台東区立寿児童館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	45,800	人	A	A	S	A	妥当	小学校低学年と乳幼児の利用が多く、部屋の使い方の工夫により、それぞれが十分遊べ、さらに交流も生まれており、児童健全育成の良好な運営がされている。
44	東京都台東区立社会教育センター [アズビル株式会社(旧株式会社山武)]	利用率	53.4	%	S	A	S	A	良好	計画的に研修を実施し、職員の資質向上を図る等、施設目的に即した施設の管理運営に努めている。各種のアンケートの結果からも、利用者の評価は好評である。
45	東京都台東区立千束社会教育館 [アズビル株式会社(旧株式会社山武)]	利用率	48.0	%	A	A	A	A	妥当	小学校に併設されている特徴を活かし、小学生とサークルとの交流事業を企画するなど、施設の目的に即した事業運営に努めている。職員も利用者が快適に利用できるよう、施設維持等へのこまめな努力が認められる。
46	東京都台東区立小島社会教育館 [アズビル株式会社(旧株式会社山武)]	利用率	33.0	%	A	A	A	A	妥当	地域が、ものづくりのまちであることから、地域に根ざした講座を企画、開催し、利用者数の増加につなげた。また、施設の特徴を踏まえた維持管理が行われている。
47	東京都台東区立根岸社会教育館 [アズビル株式会社(旧株式会社山武)]	利用率	43.9	%	A	A	A	A	妥当	駅が近い利点から、在勤の利用者が多く、また、利用者ニーズを踏まえた講座企画などを行い、利用者増加に努力した。
48	東京都台東区立今戸社会教育館 [アズビル株式会社(旧株式会社山武)]	利用率	32.0	%	A	A	S	A	妥当	地域に溶け込んだ館運営を心がけており、利用者ニーズに応えた館運営と事業企画により利用者は増加してきている。
49 ~ 55	台東リバーサイドスポーツセンター [公益財団法人台東区芸術文化財団]	利用者数	442,092	人	A	A	B	A	要努力	利用者数は目標を大きく上回り、また、節電対策も指定管理者が工夫して適切な施設管理運営が行なわれている。一方で、アンケートなどを実施しているが、それらの結果をより活用した事業展開を図ることが必要である。
56	東京都台東区立社会教育センター清島温水プール [アズビル株式会社(旧株式会社山武)]	利用者数	68,386	人	A	A	S	A	妥当	利用者の要望や区のスポーツ振興基本計画を踏まえた自主事業を実施し利用者も増加している。協定書に基づいた適切な事業運営、施設管理が行われ引き続き利用者の視点に立って見直し、利用者数の更なる向上を図っていく。

(2) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設(以下「施設」という。)の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価(以下「施設管理評価」という。)を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

(組 織)

第3条 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者をもって組織し、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

(部 会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	有村久春	帝京科学大学 こども学部 児童教育学科 教授
副委員長	根木昭	昭和音楽大学大学院 音楽研究科長
委員	小山勝範	独立行政法人中小企業基盤整備機構(経営支援アドバイザー) 台東区商工相談員
	稲石美知子	台東区青少年育成地区委員
	池尾清美	台東区社会教育委員

(4) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

ア 評価委員会 審議経過

日 程	審 議 事 項
平成 2 5 年 1 1 月 1 日	(第 1 回) 評価の実施方法の決定 評価対象施設の選定
平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日	(第 2 回) 評価結果のまとめ 評価委員会の総括的意見 評価委員会報告書の構成
平成 2 6 年 1 月 2 0 日	(第 3 回) 評価委員会報告書の決定

イ 施設の視察調査、所管課へのヒアリングの実施経過

日 程	対 象 施 設
平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日	東京都台東区立千束児童館 東京都台東区立玉姫児童館 東京都台東区立台東児童館 東京都台東区立池之端児童館 東京都台東区立松が谷児童館 東京都台東区立今戸児童館 東京都台東区立寿児童館 (教育委員会 児童保育課)
平成 2 5 年 1 2 月 6 日	東京都台東区立下町風俗資料館 東京都台東区立一葉記念館 東京都台東区立書道博物館 (文化産業観光部 文化振興課)

(5) 台東区指定管理者制度運用指針

平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日策定

平成 2 2 年 5 月 1 1 日改定

1 . 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

2 . 適用方針

(1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

(2) 適用対象外とする施設

(1) の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

法令等により、区が管理主体となることが定められている場合

区が管理運営を行うべきであると、区長が判断した場合

3 . 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合

施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合

区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合

複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合

その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1) の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるかと区長が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について 1 回に限り行うことができるものとする。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

4 . 公募条件の設定

(1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

(2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当するもの

台東区から指名停止措置を受けているもの

会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）

第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

過去 3 年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

(3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 2 条の 2（議員の兼業禁止）、第 1 4 2 条（長の兼業禁止）、第 1 6 6 条（副市町村長の兼業禁止）及び第 1 8 0 条の 5（委員の兼業禁止）の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

5. 指定期間

(1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

(2) 特例期間

区長が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

(3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

6. 選定手続き

(1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者（外部委員）と区職員（内部委員）で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

(2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

団体の実績・安定性

区の求める管理水準の確保

サービス向上への取組み

運営効率化への取組み

危機管理・安全確保の取組み

職員育成の取組み

(3) 審査方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。

審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第二順位以下の交渉権者を選定する。

(4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。
ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

(5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

7. 協定等の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

- 指定期間
- 業務の範囲
- 指定管理料
- 利用料金
- 施設の修繕
- 個人情報の保護
- リスク分担
- 指定の取消し

(2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、区と指定管理者との間で覚書を締結する。

8. 評価の実施

(1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、毎年度、次に掲げる項目について、事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- 事業の運営
- 施設の維持管理
- 利用者の満足度
- 歳入歳出

(2) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記(1)に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

(3) 財務分析の実施

指定管理者(区の出資団体を除く。) に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

9 . 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合

上記 及び を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合

指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

(6) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧 (平成 2 6 年 1 月現在)

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
1	浅草公会堂	明治座・野村ビルマネグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	
4	下町風俗資料館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
5	一葉記念館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(公財)台東区産業振興事業団	5年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	高齢福祉課
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	
19	特別養護老人ホーム千束	(福)台東区社会福祉事業団	4年	
20	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
21	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
22	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
23	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
25	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
27	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
28	いけのはたデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
29	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
30	せんぞくデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	4年	
31	老人保健施設千束	(公社)地域医療振興協会	10年	
32	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課
33	台東病院	(公社)地域医療振興協会	10年	健康課
34	少年自然の家「霧ヶ峰学園」	(株)ニッコトラスト	5年	学務課
35	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	
36	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年	児童保育課
37	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
38	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
39	台東児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
40	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
41	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
42	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
43	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
44	社会教育センター	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	生涯学習課
45	千束社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
46	小島社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
47	根岸社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
48	今戸社会教育館	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	
49 ～ 55	台東リバーサイドスポーツセンター ～ 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・水泳 場・少年野球場・駐車場	(公財)台東区芸術文化財団	5年	青少年・ スポーツ課
56	社会教育センター清島温水プール	アズビル(株) (旧(株)山武)	5年	

平成25年度
台東区指定管理者施設管理評価報告書

平成26年1月
(平成25年度登録第73号)

台東区指定管理者施設管理評価委員会
【事務局】 台東区企画財政部企画課(経営改革担当)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話03(5246)1012

FAX03(5246)1019

メールアドレス:kikaku@city.taito.tokyo.jp